

広島県教育委員会規則第十二号

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年十二月二十六日

広島県教育委員会

教育長 下崎 邦明

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許状に関する規則（昭和四十三年広島県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第五号の表中

五	三	二
---	---	---

を

五	三	二
---	---	---

に改め、同項第六号の表中

五	九	一四	一八	二三	二七
二	二	二	二	二	二
三	四	四	五	五	六

を

五	九	一四	一八	二三	二七以上
二	二	二	二	二	二以上
三	四	四	五	五	六以上

に改め、

同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の者が、施行規則第十八条の二の表備考第四号の適用を受ける場合の単位修得方法は、次の表の定めるところによる。

許状 論二種免 小学校教	受けようとする免許状の種類		有するこ とを必要 とする学 校の免許 状		一	受けよ うとす る免許 状に関 する在 職年数	科目 に関する	教職に関する科目	教育課程及び指 導法に関する科 目	生徒指 導、教 育相談 及び進 路指導 等に関 する科 目	教科又 は教職 に関する 科目	最低修 得単位 数
	幼稚園教 諭普通免 許状	中学校教 諭二種免 許状	七以上	七以上								

高等学校 教諭一種 免許状	中学校教 諭二種免 許状		許状 論普通免	許状 論普通免
	高等学校 教諭普通 免許状	中学校教 諭普通免 許状		
	一	一	二	一
			五〃	七以上
	一以上	一以上	一〃	二以上
		一以上		
	二以上	一以上	二〃	二以上
	六以上	三以上		
	九	六	八	一一

第三條の二第二項第二号及び第三條の三第二項第二号中「中学校」の下に「義務教育学
校」を加える。

附 則

この教育委員会規則は、公布の日から施行する。